

宮崎公立大学客員教員規程

令和元年6月18日

規程第142号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学客員教員（以下「客員教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(称号付与の要件)

第2条 学長は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の教育研究分野について卓抜した見識及び顕著な業績と経歴を有する者のうち、本学の教育に従事するもの（本学に常時勤務する者を除く。）に対し、客員教員の称号を付与することができる。

(客員教員の種類)

第3条 客員教員の種類は、客員教授及び客員准教授とする。

(選考基準)

第4条 客員教授となることのできる者は、公立大学法人宮崎公立大学教員選考規程（平成19年規程第58号。以下「選考規程」という。）第13条第5号又は第6号に定める者に該当し、教育上の能力があると認められるものとする。

2 客員准教授となることのできる者は、前項に規定する客員教授となることのできる者又は選考規程第14条第4号若しくは第5号に定める者に該当し、教育上の能力があると認められるものとする。

(選考方法)

第5条 学長は、客員教員の称号を付与しようとする場合は、客員教員選考会議の審査及び教育研究審議会の議を経るものとする。

2 前項の客員教員選考会議の委員は4人とし、選考規程第2条第1項の教員選考会議の委員の中から学長が指名する。

(称号付与の期間)

第6条 客員教員の称号を付与する期間は、学長が必要と認める期間とし、学長において更新することができる。

(謝金等)

第7条 公立大学法人宮崎公立大学の職員としての身分を有しない客員教員が本学の教育に従事した場合は、謝金その他の費用を支給することができる。

(施設の利用)

第8条 客員教員には、本学附属図書館その他必要な施設の利用を認めることができる。

(称号の取消し)

第9条 学長は、客員教員としての適格性を欠くと認める場合は、客員教員の称号を取り消すことができる。

(本人への通知)

第10条 客員教員の称号を付与する場合又は取り消す場合は、書面でその旨を本人に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。